

「障害児福祉手当」について

この手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給される手当です。

・手当額

月額 14,880円（令和2年4月から）

・手当を受けられる方

- ① 20歳未満の方
- ② 重度の障害があること（次ページの別表のいずれかにあてはまる障害のある方）
- ③ 障害を事由とする公的年金等を受けていないこと
- ④ 障害児入所施設などへ入所していないこと

・支給月

手当は年4回（2月、5月、8月、11月）に支払月の前月までの手当が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

・手続き

お住まいの区役所保健福祉部（北須磨地域にお住まいの方は須磨区北須磨支所保健福祉課、北神地域（北区のうち東大池以北の地域）にお住まいの方は北神区役所保健福祉課）のほか、西神中央出張所にてご相談ください。

別 表

| | |
|----|---|
| 1 | 両眼の視力の和が0.02以下のもの |
| 2 | 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも |
| 3 | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの |
| 4 | 両上肢のすべての指を欠くもの |
| 5 | 両下肢の用を全く廃したもの |
| 6 | 両大腿を2分の1以上失ったもの |
| 7 | 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの |
| 8 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 9 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| 10 | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

※知的障害の場合

知的障害のある方は、上記の別表中第9号にあてはまる場合に手当を受けられますが、その場合の基準は次のとおりとなっています。

| |
|---|
| <p>「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」</p> <p>知的障害の程度については、次の表（知的機能の程度）に掲げる障害の程度が「最重度」とされるものが該当。なお、この場合知能指数がおおむね20以下に相当する。</p> |
|---|

知的機能の程度

| 年 齢 | 最 重 度 | (重 度) |
|-------|---|---|
| 5歳以下 | <ul style="list-style-type: none"> ① 言語不能 ② 最小限の感情表現（快、不快等） ③ 歩行が不能またはそれに近い ④ 食事、衣服の着脱などは全くできない | <ul style="list-style-type: none"> ① 言葉がごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す ② ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等） ③ 運動機能の発達の遅れが著しい ④ 身のまわりの始末はほとんどできない ⑤ 集団あそびはできない |
| 6～17歳 | <ul style="list-style-type: none"> ① 言語は数語のみ ② 数はほとんど理解できない ③ 食事、衣服の着脱など1人ではほとんどできない | <ul style="list-style-type: none"> ① 言語による意志表示はある程度可能 ② 読み書きの学習は困難 ③ 数の理解に乏しい ④ 身近なものの認知や区別はできる ⑤ 身辺処理は部分的に可能 ⑥ 身近な人と遊ぶことはできるが、長続きしない |
| 18歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> ① 会話は困難 ② 文字の読み書きはできない ③ 数の理解はほとんどできない ④ 身辺処理はほとんど不可能 ⑤ 作業能力はほとんどない | <ul style="list-style-type: none"> ① 日常会話はある程度できる ② ひらがなはどうか読み書きできる ③ 数量処理は困難 |

- (注) 1 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の発達障害の程度を示したものであり、それ以下の年齢については、これと年齢相応の発達の程度を参考にして判定します
- 2 失禁、興奮、多寡動等の特別な介護を必要とする異常行動等が認められる場合は、当該異常行動等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定します

・所得制限限度額表

| 扶養親族等の数 | 本人（受給資格者） | 配偶者・扶養義務者 |
|--------------------|--|---|
| 0人 | 3,604,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 | 6,536,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 | 6,962,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 | 7,175,000円 |
| 5人 | 5,504,000円 | 7,388,000円 |
| 所得制限限度額 に加算するもの | 16歳～22歳の扶養親族がある 場合は1人につき25万円 70歳以上の控除対象配偶者・ 扶養親族がある場合は1人 につき10万円 | 70歳以上の扶養親族がある場合 は1人につき6万円（ただし、 当該老人扶養親族のほかに扶養 親族等がないときは、当該老人 扶養親族のうち1人を除いた老 人扶養親族1人につき6万円） |

所得額から控除する額

①本人（受給資格者）

| | | | | |
|-----------|---------------------------------------|------|--------|------|
| 諸控除 の額 | 障害者控除・勤労学生控除・寡婦（夫）控除 | | 各27万円 | |
| | 特別障害者控除 | 40万円 | 特別寡婦控除 | 35万円 |
| | 社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額 | | | |

②配偶者・扶養義務者

| | | | | |
|-----------|---------------------------------|------|--------|------|
| 諸控除 の額 | 一律控除 | | 8万円 | |
| | 障害者控除・勤労学生控除・寡婦（夫）控除 | | 各27万円 | |
| | 特別障害者控除 | 40万円 | 特別寡婦控除 | 35万円 |
| | 医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額 | | | |

・申請窓口・お問い合わせ

くわしいことは、お住まいの区の下記担当課におたずねください。

| 機関名 | 電話番号 |
|-------------------|------------------|
| 東灘区保健福祉部 健康福祉課 | 841-4131 (代表) |
| 灘区保健福祉部 健康福祉課 | 843-7001 (代表) |
| 中央区保健福祉部 健康福祉課 | 232-4411 (代表) |
| 兵庫区保健福祉部 健康福祉課 | 511-2111 (代表) |
| 北区保健福祉部 健康福祉課 | 593-1111 (代表) |
| 北神区役所 保健福祉課 | 981-8870 (代表) |

| 機関名 | 電話番号 |
|-------------------|------------------|
| 長田区保健福祉部 健康福祉課 | 579-2311 (代表) |
| 須磨区保健福祉部 健康福祉課 | 731-4341 (代表) |
| 須磨区北須磨支所 保健福祉課 | 793-1313 (代表) |
| 垂水区保健福祉部 健康福祉課 | 708-5151 (代表) |
| 西区保健福祉部 健康福祉課 | 929-0001 (代表) |